



第8次 川崎市子どもの権利に 関する行動計画（素案）

【概要版】

こども未来局青少年支援室
令和7(2025)年11月



第1章 計画の策定にあたって



1 川崎市子どもの権利に関する条例について

- 権利条例は、平成10年(1998)年に策定に向けて取組を始め、約2年間で200回を超える会議や子どもを含めた市民との意見交換を行って条例の骨子案について検証し、平成12(2000)年12月に条例を制定、平成13(2001)年4月に施行しました。
- 条例は、子どもの権利保障を総合的にとらえ、権利保障を進める際の理念や原則となる基本法的な内容(前文、第1章、第2章)、及び子どもの生活に即した権利の保障のあり方や施策に係る規定(第3章)、具体的な制度や仕組みを規定している内容(第4章～第7章)、雑則(第8章)から構成されています。
- 条例の第2章(第9条から第16条)には、子どもにとって、人間として育ち、学び、生活をしていく上でとりわけ大切な権利として、7つの柱を示しています。

2 計画策定の背景と趣旨

- 急速な少子高齢化の進行や社会・経済状況の変化に伴い、子どもやその家庭を取り巻く環境は大きく変容しており、価値観の多様化や、地域のつながりの希薄化なども相まって、孤立・孤独を感じる子どもや子育てに不安・負担感を感じる家庭もあり、子どもの権利施策の一層の推進が必要となっています。
- 国においては、「こども基本法(令和4(2022)年4月施行)」や、「こども大綱(令和4年(2022)年12月閣議決定)」などが制定され、また、令和5(2023)年4月には、「こども家庭庁」が設置されるなど、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を社会の真ん中に据えて、子どもの視点で、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする社会のしくみづくりが進んでいます。
- 本市では、これまで7次にわたって、川崎市子どもの権利に関する行動計画(以下「行動計画」という。)を策定し、子どもの権利保障を総合的かつ計画的に推進してきました。
- 第8次行動計画の策定にあたっては、第7次までの計画の基本的な考え方を継承しつつ、川崎市子どもの権利委員会(以下「権利委員会」という。)からの意見や、子どもの権利の主体である子どもへの意見聴取などしながら、計画の体系等についても見直しを行い、子どもも含めた市民に分かりやすい計画となるよう取り組んできました。
- 子どもや子育て家庭を取り巻く環境や国の動向など、子どもの権利施策を取り巻く状況の変化に適切に対応していくため、多様な主体との協働のもと、条例に基づき、子ども一人ひとりの権利を尊重し、すべての子どもが主体的に参加し、幸せに生きる地域づくりを目指して第8次行動計画を策定します。



第1章 計画の策定にあたって



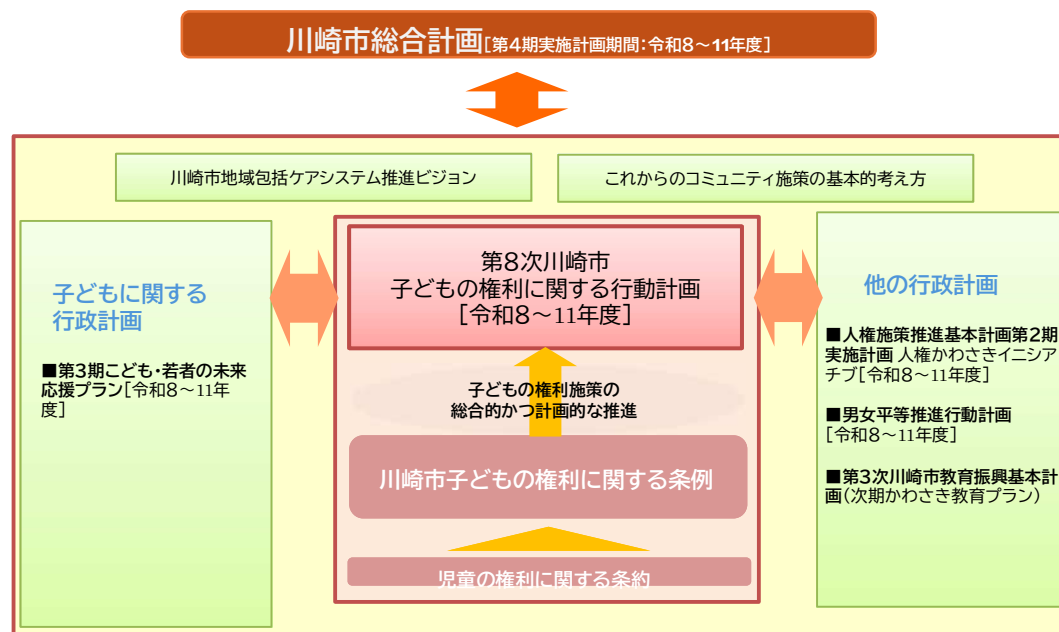
3 計画の位置付け

行動計画は、「川崎市総合計画」と連携し、同計画の政策2-1「安心して子育てできる環境をつくる」における「子どもの権利施策推進事業」を推進するための計画として位置付けています。総合計画やその他の関連する計画との整合性を図り、各分野における子どもの権利施策を横断的に推進します。

4 計画の期間

「川崎市総合計画第4期実施計画」、「第3期川崎市こども・若者の未来応援プラン」との整合性を図り、より実効性のある行動計画とするため、令和8(2026)年度から令和11(2029)年度までの4年間を計画期間とします。

【第8次行動計画の関連図】



【関連する計画の計画期間】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子どもの権利に関する行動計画	第6次	第7次(令和5年～7年)			第8次(令和8年～11年)			
こども・若者の未来応援プラン	第2期(令和4年～7年)			第3期(令和8年～11年)				
川崎市総合計画(実施計画)	第3期(令和4年～7年)			第4期(令和8年～11年)				



第2章 これまでの取組の成果と課題



1 子どもの権利をめぐる現状と課題

本市の社会状況や、子ども、子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、子どもの権利に関する意識や実態も変化しています。第8次の行動計画においては、条例に沿った現状と課題を整理したうえで、取組を進めていきます。

(1) 条例と子どもの権利に関する意識の普及について(条例第6条関連)

条例を「名前も内容も知っている」「名前だけ知っている」と回答する市民の割合

子ども 49.0% / 大人 33.1% [令和6年度]

出典: 第9回川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査



子どもの権利に関する条例の認知度は、前回調査(令和4年度)より低下しています。そのため条例への理解と 関心を広め、子どもの権利に関する意識を普及啓発が一層求められています。

(2) 子どもの養育の支援について(条例第18条関連)

あなたには、安心して自分の気持ちや悩みを話せる人がいますか。

(大人) いる 78.8% いない 17.2% 【令和6年度】

出典: 第9回川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査



地域の中で困窮したりするなど、子どもの養育に困難な状況にある親等と子どもへの支援を一層進めていく必要があります。

(3) 児童虐待について(条例第19条関連)

虐待相談・通告件数 5,601件[令和6年度]

出典: 「川崎市子どもを虐待から守る条例」第 21 条に基づく年次報告書



児童虐待は子どもの権利の重大な侵害であり、親支援等による予防、未然防止及び早期発見・早期対応への取組をより進めていく必要があります。



第2章 これまでの取組の成果と課題



1 子どもの権利をめぐる現状と課題

(4) いじめについて(条例第24条関連)

いじめの認知件数(市立小・中学校)

6,656件[令和6年度]

出典:「川崎市立小・中学校における児童生徒の問題行動・不登校などの調査」



いじめは重大な権利侵害であり、学校や子どもが関わる施設の職員の人材育成や、組織としての対応、関係機関等との連携による未然防止と早期発見・早期対応の取組をより進めていく必要があります。

(5) 子どもの居場所について(条例第27条関連)

地域に遊んだりスポーツをしたり安心して自分が好きなことをする場所が「ない」と回答する子どもの割合

子ども 19.3%[令和6年度]

出典:第9回川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査



すべての子どもに対して、地域における居場所の確保が課題であり、既存施設の活用や市民団体との連携により、さまざまな形で居場所づくりを進めていく必要があります。

(6) 子どもの意見表明・参加について(条例第29条関連)

地域の話し合い(子ども会議、地域の施設運営会議など)で話し合ったり意見を言ったりしたことがありますか。

したことがない 70.6%[令和6年度]

出典:第9回川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査



子どもに関わることを決めるとき、子どもの意見が必ずしも十分に反映されないことは課題であり、これまでの取組を生かしながら、子どもの自主的・自発的な意見表明と参加を促進するため仕組みの充実や情報提供などが必要です。

(7) 相談機関・救済機関の利用について(条例第35条関連)

困ったり悩んだりしたとき、相談・救済機関に相談「したいけどできない」「したいと思わない」と回答する子どもの割合

「したいけどできない」10.1%

「したいと思わない」46.9%[令和6年度]

出典:第9回川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査



困ったり悩んだりしたとき、設置されている相談・救済機関が十分に活用されないことは課題であり、子どもが相談しやすい環境づくりを進めていく必要があります。



第2章 これまでの取組の成果と課題



2 これまでの取組と成果

施策の方向(Ⅰ) 広報・啓発、学習への支援及び市民活動への支援（条例第1章）

<第7次までの主な成果>

様々な手法で子どもの権利に関する普及・啓発や小中学校における子どもの権利学習を行い、実態・意識調査の結果では、子どもが約4割～5割、大人は約3割～4割が何らかの形で条例を知っていると答えています。

成果指標は、現状が目標値を下回りました。これまでも様々な手法で広報・啓発の取組をしてきましたが、さらに条例の広報・啓発に向けた取組を進める必要があります。

成果指標: 条例を「知っている」、「聞いたことがある」と回答する市民の割合
※令和6年調査では、「名前も内容も知っている」「名前だけ知っている」と回答した割合

1 子ども (10～17歳)	第7次 計画策定時	現状 (令和6年度)	計画期間の目標値 (令和7年度)
	59.7%	49.0%	63.0%以上
2 大人 (18歳以上)	第7次 計画策定時	現状 (令和6年度)	計画期間の目標値 (令和7年度)
	42.3%	33.1%	46.0%以上

施策の方向(Ⅱ) 個別の支援（条例第2章）

<第7次までの主な成果>

子どもがあらゆる形態の差別を受けることなく、それぞれの子どもの置かれている状況に応じた個別の支援に努め、共生社会の実現に向けた市民等の意識普及の取組を進めてきました。

成果指標は、現状が目標値を下回っているものの、計画策定時よりは子どもは横ばい、大人は上昇傾向にあります。子どもを取り巻く環境は大きく変化してきており、引き続き個別の支援に向けた取組を充実する必要があります。

成果指標: 子どもが、生活の中で文化・国籍等の違い、障害の有無にかかわらず大切にされているかについて、「思う」「だいたい思う」と回答する市民の割合

1 子ども (10～17歳)	第7次 計画策定時	現状 (令和6年度)	計画期間の目標値 (令和7年度)
	89.7%	89.2%	94.0%以上
2 大人 (18歳以上)	第7次 計画策定時	現状 (令和6年度)	計画期間の目標値 (令和7年度)
	79.9%	82.9%	85.0%以上



第2章 これまでの取組の成果と課題



2 これまでの取組と成果

施策の方向(Ⅲ) 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障（条例第3章）

<第7次までの主な成果>

子どもが育つあらゆる場所において子どもの権利が保障されるように、親等に対する子育て支援、保育園、学校等の職員に対する研修、地域における子どもの活動の支援を行いました。

成果指標は、現状が目標値を下回っているものの、計画策定時よりは子どもは横ばい、大人は上昇傾向にあります。子どもを取り巻く環境は大きく変化してきており、引き続き個別の支援に向けた取組を充実する必要があります。

成果指標1: 条例を「聞いたことがあるが内容はよくわからない」、「知らない」と回答する育ち・学ぶ施設の職員の割合

※令和6年調査では、「名前だけ知っている」「知らない」と回答した割合

第7次 計画策定時	現状 (令和6年度)	計画期間の目標値 (令和7年度)
17.5%	28.4%	12.0%以下

成果指標2: 子どもとの関わりの中で、子どもの権利や条例を「あまり意識していない」「意識していない」と回答する育ち・学ぶ施設の職員の割合

第7次 計画策定時	現状 (令和6年度)	計画期間の目標値 (令和7年度)
15.0%	14.9%	10.0%以下



第2章 これまでの取組の成果と課題



2 これまでの取組と成果

施策の方向(Ⅳ) 子どもの参加 (条例第4章)

<第7次までの主な成果>

子どもの参加・意見表明として、子どもの自主的及び自発的な取組により運営される「子ども会議」を通じ、子どもの意見等の尊重を進め、さらに「子ども・若者の声募集箱」等の新たな取組を推進してきました。

成果指標1、2は、現状が目標値を下回ったものの、第7次計画策定時よりは成果指標1は横ばい、成果指標2は上回っています。これまでも、新たな子どもの参加・意見表明の取組をしてきましたが、引き続き子どもの参加・意見表明に向けた取組を促進する必要があります。

成果指標1:地域の活動やイベント、ボランティア活動等に参加したことが「ない」と回答する子どもの割合

第7次 計画策定時	現状 (令和6年度)	計画期間の目標値 (令和7年度)
44.6%	44.7%	39.0%以下

成果指標2:地域の話し合い(子ども会議、地域のイベント等運営会議、学校教育推進会議など)に参加したことが「ない」と回答する子どもの割合

第7次 計画策定時	現状 (令和6年度)	計画期間の目標値 (令和7年度)
78.9%	70.6%	60.0%以下

施策の方向(Ⅴ) 相談及び救済 (条例第5章)

<第7次までの主な成果>

様々な子どもが安心して相談できるよう「24時間子供SOS電話相談」や「子どもの人権110番」などの相談・救済機関等の周知を行うとともに、市立小・中・高等学校・特別支援学校において、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる相談を実施してきました。

成果指標は、現状が目標値を下回りました。これまでも子どもが安心して相談できるよう、相談・救済機関等の周知の取組をしてきましたが、引き続き相談・救済に向けた取組を進める必要があります。

成果指標1:困ったり悩んだりしたとき、どの相談・救済機関にも相談「できない」「したいと思わない」と回答する子どもの割合

第7次 計画策定時	現状 (令和6年度)	計画期間の目標値 (令和7年度)
63.3%	57.0%	47.0%以下



第2章 これまでの取組の成果と課題



3 子どもの権利委員会からの意見聴取

子どもの権利委員会の意見として次の5つの視点があげられました。

- ①計画全体が「子どもの権利の視点」や「子どもの視点」であること
- ②行動計画の見直しについて
- ③子どもの声を聴き、尊重すること
- ④条例や子どもの権利の普及啓発
- ⑤おとなの責務

4 子どもからの意見聴取

第8次行動計画策定にあたり、子どもへの意見聴取の取組として「対面での意見聴取」及び「アンケート調査」を実施しました。聴取では各施策の方向性に対して、択一式と自由記述方式で回答してもらいました。多かった意見は以下のとおりです。

- ・多くの人に子どもの権利を知ってもらうことで、子どもの人権がより尊重されると思う。
- ・外国につながりがある子どもが安心して過ごせるようにいろいろなサポートをしてほしい。
- ・虐待など体罰はダメリットしかないので取組をしてほしい。
- ・(子どもの参加について)子どもの意見に寄り添っていてとてもありがたい。
- ・(相談及び救済について)気軽に言える環境が増えてくれるといい。

5 子どもの権利をめぐる課題の解決に向けて

第8次の行動計画においては、子どもの権利をめぐる状況や権利委員会から行動計画策定に向けた5つの視点や、子どもへの意見聴取で上がった意見を踏まえ3つの施策の方針、10の推進施策と併せて、「子どもの権利の普及・啓発の推進」「子どもの意見表明を支援する取組の推進」「子どもの居場所づくりの推進」の3つを計画期間における重点的取組として位置付け、課題の解決に向けて取組を推進します。



第3章 計画の基本的な考え方と体系



1 基本理念

条例前文は、子どもの権利に関する条例の制定に対する市及び市民の決意を宣言するものであると同時に、子ども及び子どもの権利に対する基本的な考え方を示しています。

そのため、第8次行動計画においても第7次行動計画を継承し、次のとおり、この子ども及び子どもの権利に関する基本的な考え方を基本理念として掲げ、子どもに関する施策を推進します。

基本理念

- (1) 子どもは、それぞれがかけがえのない価値と尊厳を持った一人の人間である
- (2) 子どもは、権利の全面的な主体であり、権利は自分を自分として実現し、自分らしく生きていく上で不可欠なものである
- (3) 子どもは、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができる
- (4) 子どもは、大人とともに社会を構成するパートナーである
- (5) 子どもは、国内外の子どもと相互に理解と交流を深めるなど、欠かせない役割を持っている
- (6) 市は、子どもの権利が保障されるよう努める



第3章 計画の基本的な考え方と体系



2 施策の方向

基本理念のもと、次の3つを施策の方向とし、それぞれに「成果指標」を設定のうえ、子どもの権利に関する取組を推進します。

<施策の体系図>

【施策の方向】

I 子どもの権利の尊重

【推進施策】

1 子どもの権利に関する広報・啓発の取組の推進

2 子どもの権利学習の推進

3 関係機関と連携した相談・救済等の充実

4 市民活動団体との協働・連携の推進

II 子どもの意見表明・参加の推進

1 子どもの参加の促進

2 子どもの参加活動の拠点づくりと子ども会議への運営支援

3 育ち・学ぶ施設や地域における子どもの意見の尊重

III 子どもの最善の利益の確保

1 子どもを安心して産み育てられる環境の充実

2 子どもが自分らしくすこやかに成長できる環境の充実

3 一人ひとりの状況に応じたきめ細かい支援の充実



第3章 計画の基本的な考え方と体系



2 施策の方向

【施策の方向Ⅰ】子どもの権利の尊重

【「施策の方向Ⅰ」の目標】

子どもの権利が尊重され、自分らしく安心して成長できる環境づくりが進んでいる。

【推進施策】

- 1 子どもの権利に関する広報・啓発の取組の推進
- 2 子どもの権利学習の推進
- 3 関係機関と連携した相談・救済等の充実
- 4 市民活動団体との協働・連携の推進

【成果指標①】 条例を「名前も内容も知っている」、「名前だけ知っている」と回答する割合

(子ども)

現状	計画期間の目標値 (令和11年度)
49.0%	53.0%以上

(大人)

現状	計画期間の目標値 (令和11年度)
33.1%	37.1%以上

- ・ 成果指標は、第9回川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査を基に第8回以前の調査結果等もふまえて計画期間の目標値を設定しました。

【成果指標②】 条例を「名前も内容も知っている」と回答する育ち・学ぶ施設の職員の割合

現状	計画期間の目標値 (令和11年度)
71.0%	75.0%以上

【成果指標③】 困ったり悩んだりしたとき、相談・救済機関に相談「したいけどできない」と回答する子どもの割合

現状	計画期間の目標値 (令和11年度)
10.1%	8.1%以下



第3章 計画の基本的な考え方と体系



2 施策の方向

【施策の方向Ⅱ】 子どもの意見表明・参加の推進

【「施策の方向Ⅱ」の目標】

あらゆる機会において、子どもが主体的に活動に参加し、自分の意見が言える環境づくりが進んでいる。

【推進施策】

- 1 子どもの参加の促進
- 2 子どもの参加活動の拠点づくりと子ども会議への運営支援
- 3 育ち・学ぶ施設における子どもの意見の尊重

【成果指標①】 地域の活動・ボランティア等に参加したことが「ない」と回答する子どもの割合

現状	計画期間の目標値 (令和11年度)
44.7%	44.7%以下

【成果指標②】 地域の話し合い(子ども会議、地域のイベント等運営会議、学校運営会議など)に参加したことが「ない」と回答する子どもの割合

現状	計画期間の目標値 (令和11年度)
70.6%	66.6%以下

【成果指標③】 学校で何かをしたり、決めたりするとき、先生は、子どもの意見を「聞いている」「だいたい聞いている」と回答する子どもの割合

現状	計画期間の目標値 (令和11年度)
95.9%	96.7%以上

- 成果指標は、第9回川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査を基に第8回以前の調査結果等もふまえて計画期間の目標値を設定しました。



第3章 計画の基本的な考え方と体系



2 施策の方向

【施策の方向Ⅲ】 子どもの最善の利益の確保

【「施策の方向Ⅲ」の目標】

きめ細かな支援のもと、安心して子育てができ、自立した大人へと成長していける環境が整っている。

【推進施策】

- 1 子どもを安心して産み育てられる環境の充実
- 2 子どもが自分らしくすこやかに成長できる環境の充実
- 3 一人ひとりの状況に応じたきめ細かい支援の充実

【成果指標①】子育てについて気軽に相談できる人(場所)が身近にいる(ある)保護者の割合

現状	計画期間の目標値 (令和11年度)
99.3%	100%

【成果指標②】地域に遊んだりスポーツをしたり安心して自分が好きなことをする場所があるかという質問に「ある」と答える子どもの割合

現状	計画期間の目標値 (令和11年度)
78.9%	80.9%以上

【成果指標③】子どもが、生活の中で文化・国籍等の違い、障害の有無にかかわらず大切にされているかについて、「思う」、「ときどき思う」と回答する市民の割合

(子ども)

現状	計画期間の目標値 (令和11年度)
89.2%	93.2%以上

(大人)

現状	計画期間の目標値 (令和11年度)
82.9%	87.3%以上

- 成果指標①は「地域子育て支援センター・保育所施設等利用者を対象としたアンケート調査」、成果指標②③は「第9回川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」の結果を基に以前の調査結果等もふまえて計画期間の目標値を設定しました。



第4章 推進施策と取組



施策の方向Ⅰ 子どもの権利の尊重

すべての子どもの命が守られ、自分らしく成長し、社会で生きていく力を身に着けるため、地域社会全体で、一人ひとりの子どもの権利が尊重される環境づくりを進めます。

推進施策1 子どもの権利に関する広報・啓発の取組の推進

さまざまな媒体による効果的な広報や市民参加で、子どもの権利の啓発イベントなどを行うことにより、多くの市民が子どもの権利に対する理解を深められるような取組を進めます。

(子どもの権利関連事業、保育・幼児教育の質の維持・向上事業など3事業)

推進施策2 子どもの権利学習の推進

保護者や育ち・学ぶ施設の職員は子どもにとって身近な大人のひとりであり、その認知度に加え、「子どもの権利」についてしっかりと理解してもらうことで、子どもが自ら育ち、学べる環境づくりに大きく寄与すると考えられることから、職員等への学習・研修の取組を進めます。また、育ち・学ぶ施設等で子ども自身が「子どもの権利」を学ぶ機会を提供します。

(人権尊重・多文化共生教育推進事業、家庭教育支援事業など13事業)

推進施策3 関係機関と連携した相談・救済等の充実

子どもが困ったり悩んだりしたときに安心して気軽に相談ができ、それぞれの子どもとその権利侵害の特性に配慮した対応ができる環境づくりを進めるとともに、子どもが権利侵害から逃れられるよう、救済制度等のより広い周知等に取り組めます。

(人権オンブズパーソン運営事業、児童虐待等対策事業など6事業)

推進施策4 市民活動団体との協働・連携の推進

地域社会全体で、子どもの権利施策を推進するため、子どもに関わる活動をする様々な市民・市民活動団体等との協働・連携した取組を進めます。

(青少年活動推進事業、地域課題対応事業など6事業)



第4章 推進施策と取組



施策の方向Ⅱ 子どもの意見表明・参加の推進

子どもが、年齢や発達段階に応じて、自分に関することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できる環境づくりを進めます。

推進施策1 子どもの参加の促進

子どもが参加しやすい開かれた社会であるために、家庭、育ち・学ぶ施設、地域や、市政等に子どもが参加し、意見を述べる機会を増やす取組を促進します。また、関連する情報を分かりやすく提供する取組を推進します。
(子どもの権利関連事業、子ども・若者未来応援事業など31事業)

推進施策2 子どもの参加活動の拠点づくりと子ども会議への運営支援

参加活動の拠点施設において、子どもの自主的、自発的な活動を支援する取組を進めるとともに、市政について、子どもの意見を求めるため、川崎市子ども会議を開催するなど、様々な活動の機会を通じて、子どもが生活する場面に応じた参加活動が促進される取組を進めます。
(地域教育活動等の推進事業、子どもの居場所づくり推進事業など6事業)

推進施策3 育ち・学ぶ施設や地域における子どもの意見の尊重

育ち・学ぶ施設等において、子どもが自主的・自発的に活動できるような適切な支援につながる取組を推進するとともに、子どもが利用する施設等において、子どもの意見等が尊重される取組を進めます。
(青少年教育施設の管理運営事業、地域とともにある学校づくり推進事業など4事業)



第4章 推進施策と取組



施策の方向Ⅲ 子どもの最善の利益の確保

子どもの権利の視点に立って、子どもが生まれ育った環境に関わらず自分らしく幸せに暮らしていくため、行政・家庭・学校・地域が一体となって、すべての子どもの成長段階や家庭の状況に応じた切れ目ない支援を進めます。

推進施策1 子どもを安心して産み育てられる環境の充実

身近な地域で「地域に支えられている」という安心感が持てるよう、家庭・学校・地域・行政などが連携・協力しながら、子育て家庭に寄り添い、地域社会全体で子育てを応援するしくみづくりに向け、情報発信や交流の場づくりなどの取組を進めます。
(地域子育て支援事業、地域課題対応事業など9事業)

推進施策2 子どもが自分らしくすこやかに成長できる環境の充実

すべての子どもが自分らしく、安心して過ごし、将来に夢や希望を抱きながら、幸せに成長していけるよう、地域における子どもの居場所づくりや子どもの置かれている状況に応じた支援などの取組を進めます。
(人権尊重・多分化共生教育推進事業、特別支援教育推進事業など16事業)

推進施策3 一人ひとりの状況に応じたきめ細かい支援の充実

こどもの将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、個々の状況に寄り添った支援が受けられるよう、各種相談支援や社会的自立に向けた取組などを進めます。
(母子保健指導・相談事業、児童虐待等対策事業など10事業)



第4章 推進施策と取組



4 重点的取組

第8次行動計画においては、子どもの権利をめぐる状況や権利委員会からの意見や、子どもからの意見を踏まえ、3つの施策の方向に基づく、10の推進施策に、3つの重点的な視点を位置付け、計画期間内の取組を推進します。

重点①「子どもの権利の普及・啓発」の推進

重点①として「子どもの権利の普及・啓発」の推進に向けては、様々な機会を通じて、子どもの権利をより多くの子ども・大人に知ってもらう取組を進めるとともに、困難な状況に直面し、課題を抱える子どもに子どもの権利を認識してもらえる取組を推進します。

主な該当施策： 施策の方向Ⅰ 「推進施策1 子どもの権利に関する広報・啓発の取組の推進」

重点②「子どもの意見表明を支援する取組」の推進

重点②として「子どもの意見表明を支援する取組」の推進に向けては、「川崎市子ども会議」をはじめ、様々な場や活動等に子どもが参加できるような取組を進めるとともに、子どもが安心して自分の意見を表明できる環境づくりを推進します。

主な該当施策： 施策の方向Ⅱ 「推進施策1 子どもの参加の促進」、「推進施策2 子どもの参加活動の拠点づくりと子ども会議への運営支援」、「推進施策3 育ち・学ぶ施設や地域における子どもの意見の尊重」

重点③「子どもの居場所づくり」の推進

重点③として「子どもの居場所づくり」の推進に向けては、子どもたちの声を聴きながら、子どもが「居たい」「行きたい」「やってみたい」と思える学齢期・思春期の放課後等の居場所づくりを進めるとともに、行政・家庭・学校・地域が一体となって、すべての子どもが自分らしく、安心して過ごし、将来に夢や希望を抱きながら、幸せに成長していけるような取組を推進します。

主な該当施策： 施策の方向Ⅱ 「推進施策2 子どもの参加活動の拠点づくりと子ども会議への運営支援」
施策の方向Ⅲ 「推進施策2 子どもが自分らしくすこやかに成長できる環境の充実」



第5章 推進体制及び評価・検証



1 推進体制

(1) 庁内推進体制

こども未来局が中心となり、子ども施策全体としての子どもの権利の保障を総合的かつ計画的に図ります。川崎市こども施策庁内推進本部会議の開催及び実務担当者間の連絡調整等により、重点的取組をはじめとする子どもに関する施策の横断的な連携を図ります。区役所地域みまもり支援センター及び関係所管課と連携し、地域包括ケアシステムの構築に向け、総合調整機能や専門的支援機能、地域支援機能を活かして、地域人材の育成、地域での子育てイベントの実施など、地域に根差した子ども・子育て支援を推進します。

(2) 人材育成の充実

子どもの権利を保障するためには、子どもに関わる職員が子どもの権利についての理解を深め、子どもの声を聴き取る感度を高める必要があります。職員一人ひとりがそのことを十分に認識し、子どもの権利に関する意識を高めることができるように、さまざまな職種・階層を対象とした研修等により人材育成の充実を図ります。

(3) 市民、市民活動団体、関係機関との連携・協働

市民や市民活動グループ、地域教育会議等の関係団体・機関との協働・連携により、「かわさき子どもの権利の日事業」等の各種広報・啓発事業の開催等を通じて、実効性のある子どもの権利施策を推進します。

2 評価・検証

(1) 進行管理と自己評価の実施

本計画は、「川崎市総合計画」や「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」等との整合性を図りながら自己評価を実施するとともに、評価結果については、ウェブサイト等を通じて公表します。

(2) 川崎市子どもの権利委員会による施策の検証

権利委員会は、本市における子どもの権利保障状況を検証し、また市が実施する計画期間内の自己評価結果等について検証し、意見を述べます。